



化学物質に関する

—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ—

グローバル枠組み

GFC
Global Framework
on Chemicals



はじめに（GFC序文より）

化学物質と廃棄物の適正管理は、人々の健康や環境を守るために不可欠です。これらの悪影響を減らすための国際的な取組は、一定の進捗が見られたものの、2002年開催の持続可能な開発に関する世界首脳会議において定められた国際的な目標「2020年までに人の健康と環境にもたらす化学物質の悪影響を最小化する使用方法および生産方法にする」という目標は達成されませんでした。今後、私たちが未来の世代を守るためには、すべての関係主体やあらゆる分野で、より積極的に、かつ早急に行動を起こさなければなりません。

化学物質は、材料や製品などにおいて私たちの生活に不可欠で、大きな役割を果たしています。私たちの健康や環境への悪影響を防ぐ、あるいは最小限に抑えるために、化学物質を適正に管理することは極めて重要です。特にあらゆる人々の健康や幸福を実現するためには、行動することが経済的、環境的、社会的利益につながります。

2019年4月に国連環境計画（UNEP）が公表した報告書「Global Chemicals Outlook II」※は、現状の取組のままではいけないと警告しています。2017年の世界の化学産業の規模は約5兆ドルで、2030年には倍増すると予測されています。また、有害な化学物質は環境中に大量に放出され続けています。科学的根拠により、化学物質や廃棄物の汚染は持続可能な社会を脅かすと警告されています。さらに、サプライチェーンやライフサイクルを通して有害な化学物質や廃棄物に曝されることは、私たちの健康を脅かし、特に社会的に弱い立場にある人々に影響を与えることが分かっています。

「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）」は、さまざまな部門や主体が協力して取り組むことを目指しています。気候変動や生物多様性の損失、汚染など、私たちが共通して抱えている環境問題に対処するためには、関係主体間の協力と連携が必要です。この枠組みは、すべての国が化学物質や廃棄物を適正に管理できるように、その能力を高めることを目指しています。そして、具体的な目標を設定し、持続可能な化学物質の利用促進を目指しています。

この枠組みの目的は、化学物質や廃棄物による悪影響を防ぐこと、防げない場合はその影響を最小限に抑え、環境および人々、特に社会的に弱い立場の人々の健康を守ることです。この枠組みは、部門横断的かつ行動指向であり、取組の進捗を評価して国際的な基準を作るために透明性を保ち、責任を果たすことを促進します。さらに、より安全で持続可能な製品を作り、リサイクルや資源を効率的に使う方法を進めるための新しいアイデアを支援します。また、政府や企業、学者、労働者など、さまざまな人々や団体が参加します。

この枠組みは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に貢献し、2030年以降の取組にも継続して関連していくものです。経済、社会、環境という3つの点における持続可能な開発目標に向けた取組は、この枠組みの戦略的目的とターゲットを達成するために極めて重要です。なお、枠組みは、他の国際的な協定や取り決めに補完しその実施を支援するもので、取組や規制が重複することを意図するものではありません。

※Global Chemicals Outlook II
<https://www.unep.org/resources/report/global-chemicals-outlook-ii—legacies-innovative-solutions>

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）とは

「化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals: GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」は、国連環境計画（UNEP）により2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択された、化学物質に関する新たな国際枠組みです。

この枠組みは、環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、あるいは、それが実行可能ではない場合は最小化することを目的としており、化学物質に関わる多様な部門（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における多様な主体（各国政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によって実施される、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理の自主的な枠組みです。

我が国ではGFCの採択を受けて、GFCの国内での実施を進めるために、第六次環境基本計画（2024年5月）においてGFCに沿った化学物質管理政策を整理・推進するとともに、政府内にGFC関係省庁連絡会議を設置し、「GFC国内実施計画」を策定しました。



GFC採択の成り立ち

2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット、WSSD）において、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との国際目標が合意され、この目標の達成に向けた国際的な枠組みとして、2006年にSAICM（サイカム）が採択されました。このSAICMに基づき、各国政府、国際機関、産業界、NGO等の各主体が様々な取組を進めてきました。



この取組に一定の進捗は見られたものの、2019年4月に国連環境計画（UNEP）が公表した報告書「Global Chemicals Outlook II」等の指摘によれば、世界全体としてはWSSD2020年目標を達成するのは困難と評価され、全ての主体による、より野心的な世界的行動が緊急に必要であるとされました。この報告等を踏まえて、2020年以降の新たな化学物質管理のあり方について議論が行われ、2023年9月に開催されたICCM5において、新たな化学物質管理の枠組みとしてGFCが採択されました。

GFCの構成

GFCは、以下のビジョン・目的と、それを実行するための5つの戦略的目的と28のターゲットで構成されています。

ビジョン

安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界の実現

目的

化学物質と廃棄物の有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は最小化し、環境と、社会的弱者や労働者を含む人の健康を保護すること

5つの戦略的目的と28のターゲット

戦略的目的

A

法的枠組み・
組織的メカニズム・
能力の整備

戦略的目的

B

情報の
整備・公開

戦略的目的

C

懸念課題への
対応

戦略的目的

D

安全な代替と
持続可能な解決

戦略的目的

E

リソース動員・
パートナーシップ・
能力形成

これらの各戦略的目的に紐づく合計28の個別ターゲットが設定されています

これらの戦略的目的やターゲットを達成するためには、「化学物質管理の主流化」、「民間部門の関与」、「外部資金の特定と動員」という、資金調達に関する統合的アプローチの3つの要素が必要としています。



戦略的目的 A

法的枠組み・
組織的メカニズム・能力の整備

ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。



ターゲットA1

法的枠組みの整備・実施による
組織能力構築

2030年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。



ターゲットA2

国際的なガイドラインの策定

2030年までに、政府間組織は、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラム (IOMC) のツールボックス」の更新をその基礎とする。

※IOMCは、化学物質の安全性の分野における協力関係の強化と調整活動の拡大を目的として、UNEP、WHO、OECD等によって創設された国際機関である。各国が自国の化学物質管理の課題に適切・効率的に対応できるように支援するためのツール(IOMCツールキット)等を提供しています。



ターゲットA3

有害影響への企業による対策

2030年までに、企業は、ライフサイクル全体を通じて、化学物質による有害な影響を防止、あるいは防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。



ターゲットA4

不法な貿易・取引の防止

2030年までに、関係主体は化学物質と廃棄物の全ての不法な貿易・取引を効果的に防止する。



ターゲットA5

禁止物質の輸出規制強化

2030年までに、各国政府は、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止している化学物質の輸出を届出、規制、禁止するように取り組む。



ターゲットA6

中毒防止のための対応強化

2030年までに、全ての国が、化学物質による中毒の防止と対応に不可欠な能力を備えた中毒センターを利用できるようにするとともに、化学物質のリスク予防と臨床中毒に関する研修を受けられるようにする。



ターゲットA7

有害農薬の段階的廃止と
代替への移行

2035年までに、関係主体は、リスクが管理されておらず、より安全で安価な代替品が利用可能な農業において、有害性の高い農薬を段階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、利用可能にする。



戦略的目的 B 情報の整備・公開

情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。



ターゲットB1 化学物質のデータ整備と公開

2035年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータと情報が作成され、利用可能になり、アクセスしやすくなる。



ターゲットB2 バリューチェーン全体での 情報共有

2030年までに、関係主体は、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材料や製品に含まれる化学物質に関する信頼できる情報を入手できるようにする。



ターゲットB3 生産・環境排出データの 生成・利用

2035年までに、関係主体は、化学物質や廃棄物の環境への排出・放出に関するデータに加え、材料や製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを作成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。



ターゲットB4 ガイドラインとツール等の活用

2035年までに、関係主体は、化学物質の有害性（ハザード）とリスク評価、化学物質と廃棄物管理のための適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行、標準化されたツールを適用する。



ターゲットB5 リスク削減に向けた教育・啓発

2030年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品、化学物質と廃棄物のリスクを削減する利点に関する教育・研修・啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら開発・実施される。



ターゲットB6 国際的な分類・表示ルールの実施

2030年までに、全ての政府は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（GHS）を、自国の状況に応じて、全ての関連分野で実施する。



ターゲットB7 環境モニタリング・ 監視データの整備

2030年までに、関係主体は、可能な限り、ヒトやその他の生物、環境中における化学物質の濃度や化学物質にばく露するおそれのある原因に関する包括的かつ利用しやすいモニタリングと監視のデータ、情報を作成し、利用できるようにする。



戦略的目的 C 懸念課題への対応

懸念課題が特定され、その優先順位をつけて対処される。



ターゲットC1 懸念課題への作業計画

特定された懸念課題について、スケジュールを含む作業プロセス・計画が確立され、採択・実施される。



5つの戦略的目的と28のターゲット



戦略的目的 安全な代替と 持続可能な解決

D

製品のバリューチェーンにおいて、安全な代替品や革新的で持続可能な解決策が導入され、人の健康と環境への利益が最大化され、リスク回避あるいは最小化される。



ターゲットD1 イノベーションへの投資

2030年までに、企業は、化学物質のライフサイクル全体を通じて、サステナブル・ケミストリーと資源効率の向上に向けたイノベーションに投資し、達成する。



ターゲットD2 安全な代替と 持続可能な生産の推進策

2035年までに、各国政府は、利用可能な中で最も優れた技術やグリーン調達、循環経済アプローチなど、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する。



ターゲットD3 民間部門による情報開示

2030年までに、金融部門を含む民間部門は、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と政策を、その金融アプローチとビジネスモデルに組み込み、国際的に認知、あるいはそれと同等の報告基準を適用する。



ターゲットD4 安全な代替と持続可能な 解決に向けた研究・革新

2030年までに、関連主体は、研究・革新プログラムにおいて、消費者向け製品を含む製品や混合物に含まれる有害物質に対する持続可能な解決策と、より安全な代替物質を優先する。



ターゲットD5 より安全で持続可能な農業

2030年までに、各国政府は、自然の仕組みを活かした持続可能で環境にやさしい農業の実践（農業生態学）、総合的な病害虫の管理、非化学物質代替の使用を含む、より安全で持続可能な農法への支援を強化する政策とプログラムを実施する。



ターゲットD6 主要産業における管理戦略

2030年までに、主要な経済・産業部門において、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略が策定・実施されている。この戦略では、優先的な懸念化学物質を特定し、ケミカルフットプリント・アプローチなど、バリューチェーンに沿った化学物質の影響と、実行可能な場合はその投入量を削減するための基準や措置が示されている。



ターゲットD7 労働安全衛生と環境保護対策

2030年までに、関係主体は、全ての関連部門及びサプライチェーン全体において、効果的な労働安全衛生の取組と環境保護対策を実施し、その努力をする。

対象 範囲

GFCの対象範囲は「製品や廃棄物を含む化学物質のライフサイクル」になります。化学物質由来ではない廃棄物はGFCの対象ではありません。

- ・ 有害物質
- ・ イノベーション
- ・ 製品デザイン・グリーン調達・サプライチェーンでの情報伝達
- ・ 不法貿易 他

- ・ 有害物質廃棄物管理
- ・ 医療廃棄物管理
- ・ 使われなくなった農業
- ・ 禁止済み化学物質 他

化学物質

廃棄物

- ・ 食品廃棄物
- ・ 家庭ごみ
- ・ 放射性廃棄物
- ・ 都市ごみ
- ・ 焼却灰
- ・ 下水汚泥 他

GFCの対象範囲



戦略的目的 E リソース動員・ パートナーシップ・能力形成

リソースの動員、パートナーシップ、協力、能力形成と関連する全ての意思決定プロセスへの統合を通じて、実施が強化される。



ターゲットE1 化学物質と廃棄物の 適正管理の主流化

2035年までに、各国政府は、全ての関連部門の計画、予算及び開発計画と開発援助政策・プログラムにおいて、化学物質と廃棄物の適正管理を主流化する。



ターゲットE2 パートナーシップと ネットワークの強化

2030年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を達成するために、部門間及び関係主体間のパートナーシップとネットワークが強化される。



ターゲットE3 持続可能な資金の動員

全ての関係主体は、化学物質と廃棄物の適正管理の達成を支援するために、あらゆるリソースから十分かつ持続可能な財源を特定し、民間資金の活用促進や民間と公的な資金を組み合わせた資金スキーム（ブレンデッド・ファイナンス）の促進を含め、全ての部門において動員される。



ターゲットE4 資金ギャップへの対応

化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための資金ギャップを特定し、「GFC基金」を通じた能力構築を含め、検討される。



ターゲットE5 管理コストの内部化政策

2030年までに、各国政府は、様々なアプローチを通じて、化学物質と廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化する政策を導入するための対策を講じる。



ターゲットE6 環境・保健・労働政策との シナジー

2030年までに、関係主体は、化学物質・廃棄物管理と、気候変動対策、生物多様性保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、プライマリー・ヘルスケアなど、その他の主要な環境・保健・労働政策との相乗効果（シナジー）や連携を強化する。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）とは、「全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態」を指します。SDGsのターゲットの3.8でこの達成が位置づけられています。

※本パンフレット中の戦略的目的やターゲットの文章は、一般向けに平易な表現に変更してあります。
原文及び環境省仮訳は以下の環境省ウェブサイトからご覧ください。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）（環境省ウェブサイト） <https://www.env.go.jp/chemi/gfc.html>
※GFC国内実施計画やGFCの関連文書も掲載しています。





化学物質に関する
—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ—
グローバル枠組み



編集・発行

環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

2025年発行